別紙１

全国的な動向

～令和３年度社会教育調査（文部科学省）より～

（１） 施設の状況

１　施設数の推移

公民館（類似施設を含む）の数は１３，７９８館で年々減少しており、平成３０年度からは４８３館減少している。

（２）施設の運営状況

１　指定管理者別の施設数

公民館１３，７９８館のうち指定管理者の導入は１，４７７館で、10.7%を占めている。全ての施設において、指定管理者制度導入施設の割合は増加傾向にある。

２　指導系職員の推移

公民館における社会教育主事の数は１１，７９５人で、年々減少している。

３　１施設当たりの利用者数の推移

令和２年度間における社会教育施設の１施設当たり利用者数は、前回調査と比較してすべての施設で大幅に減少している。

（参考） 学級・講座等の実施数の推移

令和２年度における学級・講座及び諸集会の実施数は、前回調査と比較してすべての施設で減少。

（１）施設の状況

１　施設数の推移

公民館、社会体育施設は減少傾向にある中，図書館，博物館，生涯学習センターは増加しており過去最多。

表1　施設数の推移

（施設）

区　分	公民館（類似施設含む）	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場・音楽堂等	生涯学習センター
平成　11　年度	19,063	2,592	1,045	4,064	1,263	207	46,554	1,751	…
14	18,819	2,742	1,120	4,243	1,305	196	47,321	1,832	…
17	18,182	2,979	1,196	4,418	1,320	183	48,055	1,885	…
20	16,566	3,165	1,248	4,527	1,129	380	47,925	1,893	384
23	15,399	3,274	1,262	4,485	1,048	375	47,571	1,866	409
27	14,841	3,331	1,256	4,434	941	367	47,536	1,851	449
30	14,281	3,360	1,286	4,452	891	358	46,981	1,827	478
令和　3	13,798	3,394	1,305	4,466	840	358	45,658	1,832	496
平成30年度からの増減数	△ 483	34	19	14	△ 51	0	△ 1,323	5	18
平成30年度からの増減率(%)	△ 3.4	1.0	1.5	0.3	△ 5.7	0.0	△ 2.8	0.3	3.8

注１．　平成20年度より都道府県・市町村首長部局所管の図書館同種施設，独立行政法人及び都道府県・市町村首長部局所管の青少年教育施設及び女性教育施設を調査対象に追加している。（以下の表において同じ。）
２．　平成23年度以前の「劇場・音楽堂等」は，「文化会館」として調査している。（以下の表において同じ。）

図1　施設数の推移

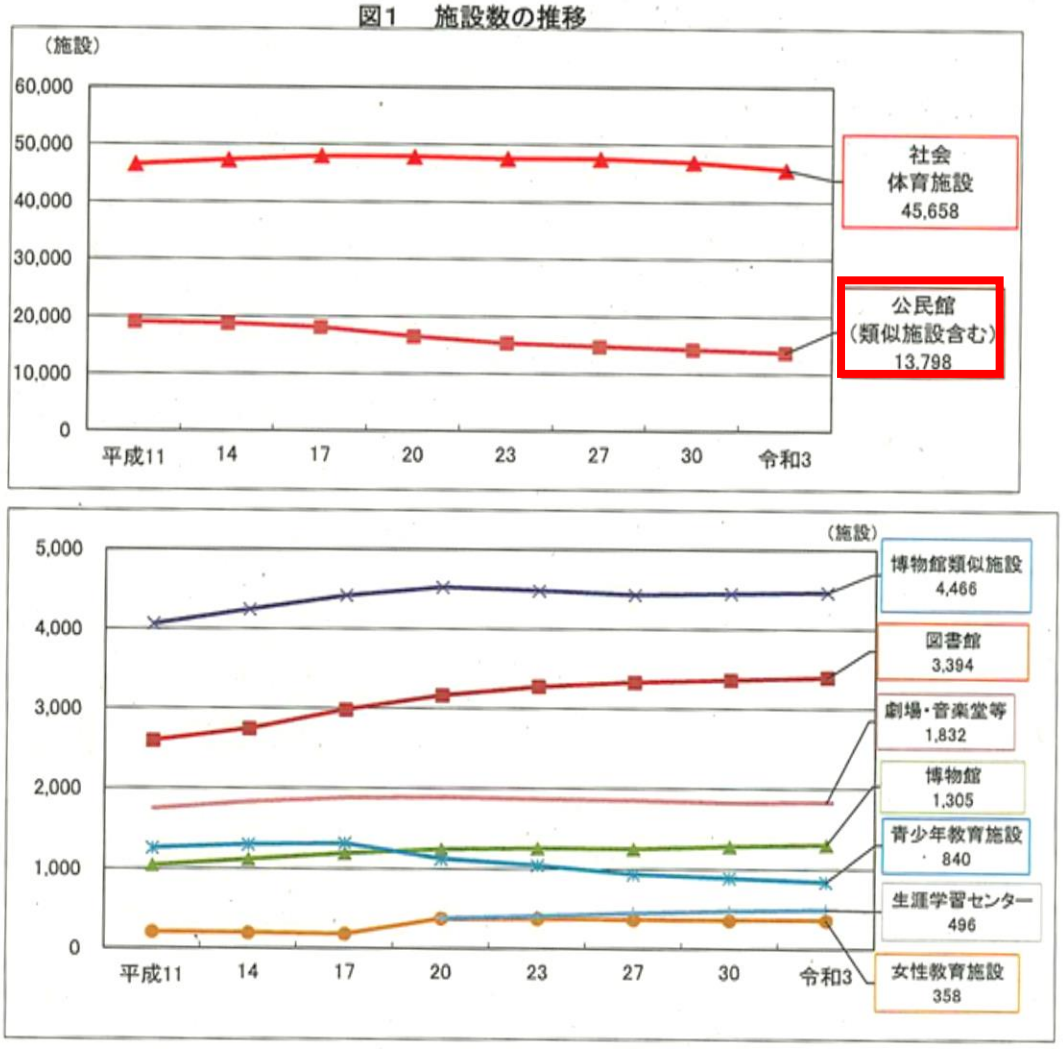

（2）施設の運営状況

1　指定管理者別の施設数

全ての施設種で指定管理者制度の導入は増加しており，公立の社会教育施設に占める割合は全体の約3割となっている。

表2　種類別指定管理者別施設数

（施設）

区　分	計	公民館（類似施設含む）	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場・音楽堂等	生涯学習センター
公立の施設数（社会体育施設は団体数）	51,510 (51,972)	13,798 (14,277)	3,372 (3,338)	805 (785)	3,575 (3,542)	812 (863)	271 (271)	26,663 (26,693)	1,718 (1,725)	496 (478)
うち指定管理者導入施設数	16,390 (15,836)	1,477 (1,407)	704 (631)	214 (203)	1,100 (1,105)	376 (367)	98 (97)	11,222 (10,857)	1,033 (1,014)	166 (155)
公立の施設数に占める割合	31.8% (30.5%)	10.7% (9.9%)	20.9% (18.9%)	26.6% (25.9%)	30.8% (31.2%)	46.3% (42.5%)	36.2% (35.8%)	42.1% (40.7%)	60.1% (58.8%)	33.5% (32.4%)
地方公共団体	96 (109)	4 (3)	— (1)	— –	16 (16)	4 (5)	— –	67 (80)	5 (3)	— (1)
地縁による団体（自治会，町内会等）	1059 (932)	495 (395)	4 (5)	— –	47 (48)	17 (18)	8 (9)	473 (433)	3 (4)	12 (20)
一般社団法人・一般財団法人（公益法人を含む。）	5,715 (5,620)	322 (313)	65 (60)	153 (149)	498 (512)	131 (133)	37 (40)	3,906 (3,807)	537 (545)	66 (61)
会社	5,444 (4,983)	126 (121)	556 (485)	50 (41)	264 (246)	109 (107)	13 (11)	3,944 (3,612)	346 (329)	36 (31)
NPO	1,624 (1,608)	42 (43)	42 (45)	5 (6)	83 (87)	59 (56)	21 (20)	1,308 (1,290)	53 (52)	11 (9)
その他	2,452 (2,584)	488 (532)	37 (35)	6 (7)	192 (196)	56 (48)	19 (17)	1,524 (1,635)	89 (81)	41 (33)

注1．「指定管理者」とは，地方自治法第244条の2第3項に基づき，法人その他の団体を管理者として指定している場合をいう。

2．（　）内は平成30年度調査の数値である。

■指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは，平成15年9月に地方自治法が改正され，公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは，条例の定めるところにより，法人その他の団体（※）を指定して，その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。（地方自治法第244条，第244条の2参照）

（※）法人その他の団体とは，株式会社などの民間営利事業者やNPO法人，その他の団体などのことであり，指定を受ける者に制限はない。

（参考）指定管理者制度導入施設の割合の推移

全ての施設において，指定管理者制度導入施設の割合は増加している。

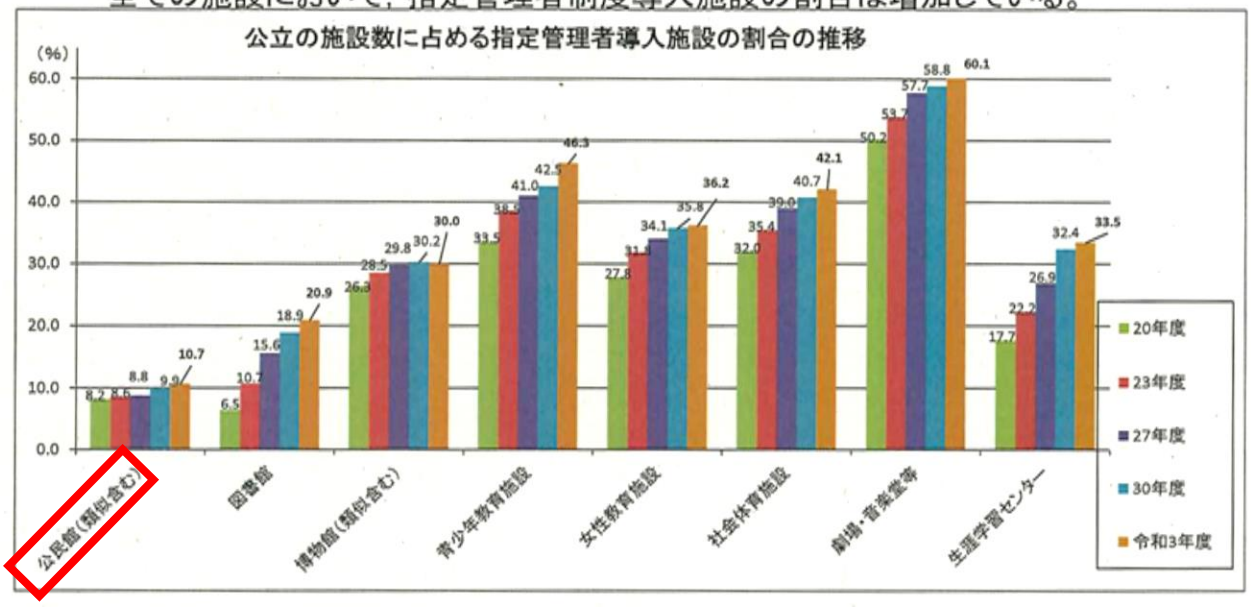

2　指導系職員の推移

社会教育主事の数は減少しているが，図書館の司書，博物館の学芸員のほか，社会体育施設や劇場，音楽堂等の指導系職員の総数は増加を続けており，過去最多。

表3　指導系職員の状況

（人）

施設等区分	計	都道府県・市町村教育委員会	公民館（類似施設含む）	図書館（同種施設含む）	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場，音楽堂等	生涯学習センター
指導者等区分		社会教育主事	公民館主事（指導系職員）	司書	学芸員	学芸員	指導系職員	指導系職員	指導系職員	指導系職員	指導系職員
平成14年度	54,353	5,383	18,591	10,977	3,393	2,243	2,921	290	8,963	1,592	…
17	55,449	4,119	17,805	12,781	3,827	2,397	2,961	263	9,599	1,697	…
20	58,810	3,004	15,420	14,596	3,990	2,796	2,974	478	12,743	1,928	881
23	62,407	2,518	14,454	16,923	4,396	2,897	2,746	417	15,286	1,879	891
27	65,102	2,048	13,275	19,015	4,738	3,083	2,852	445	16,742	2,045	859
30	66,434	1,681	12,334	20,130	5,025	3,378	2,797	455	17,591	2,163	880
令和3	**68,938**	**1,451**	**11,795**	**21,520**	**5,350**	**3,686**	**2,720**	**455**	**18,800**	**2,254**	**907**

注1．社会教育主事には，派遣社会教育主事（都道府県がその事務局の職員を社会教育主事として，市町村に派遣している職員（実数））を含み，さらに平成27年度調査以降は課長のうち併せて社会教育主事の発令をされている者を含む。

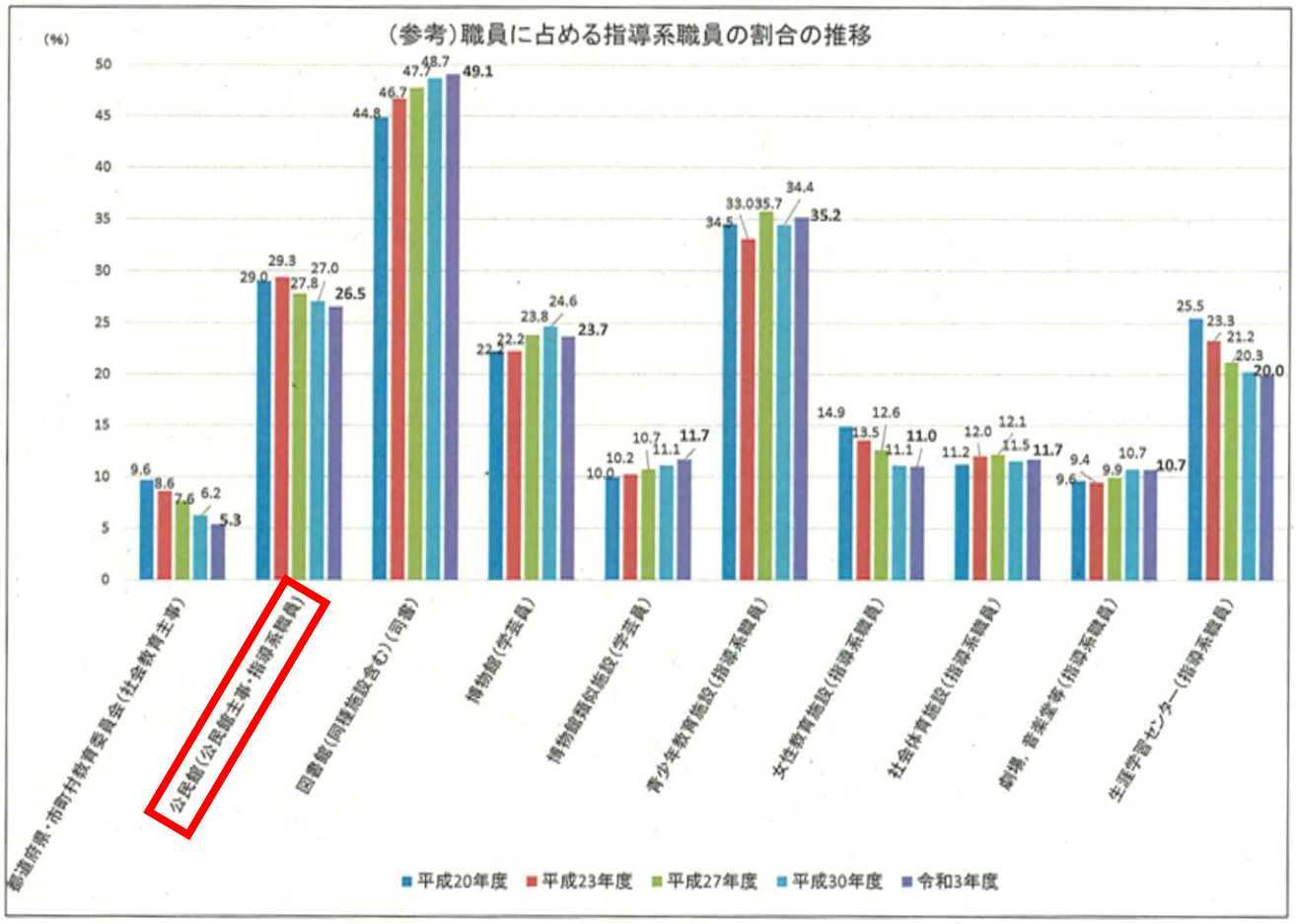

3　１施設当たりの利用者数の推移

令和2年度間における社会教育施設の1施設当たり利用者数は，前回調査と比較してすべての施設で減少。

表4 1施設当たりの利用者数

(人)

	公民館(類似施設を含む)	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場，音楽堂等	生涯学習センター
平成13年度間	13,753	53,016	104,372	37,971	17,279	19,480	9,482	15,980	…
16	14,694	58,042	101,721	36,401	17,234	17,939	9,900	15,810	…
19	16,419	54,862	102,799	36,213	21,737	30,747	10,309	14,941	68,484
22	15,376	57,991	101,711	36,761	21,524	29,577	10,499	12,596	69,359
26	15,666	55,534	107,437	36,051	24,442	29,164	10,864	12,205	64,061
29	15,969	54,060	116,131	38,408	25,128	34,495	11,879	12,961	62,885
令和2	**9,262**	**42,374**	**52,611**	**17,918**	**10,222**	**14,299**	**6,356**	**3,982**	**25,821**
平成29年度間からの増減数	Δ 6,707	Δ 11,686	Δ 63,520	Δ 20,490	Δ 14,906	Δ 20,196	Δ 5,523	Δ 8,979	Δ 37,064
平成29年度間からの増減率(%)	Δ 42.0	Δ 21.6	Δ 54.7	Δ 53.3	Δ 59.3	Δ 58.5	Δ 46.5	Δ 69.3	Δ 58.9

注１．利用者数は，公民館は「学級・講座の受講者数＋諸集会の参加者数＋利用者数」，図書館は「諸集会の参加者数＋帯出者数（図書を借りた延べ人数）」，博物館，博物館類似施設は「学級・講座の受講者数＋諸集会の参加者数＋入館者数」，社会体育施設は「諸集会の参加者数＋利用者数の延べ人数（陸上競技場，野球場・ソフトボール場，多目的運動場，水泳プール（屋内・屋外），レジャープール，体育館のみ）」，劇場，音楽堂等は「学級・講座の受講者数＋ホールの入場者数」，生涯学習センターは「学級・講座の受講者数＋諸集会の参加者数＋利用者数（会議室等の貸出しを受けた団体の延べ人数）」である。

２．１施設当たりの利用者数は，利用者数を施設数で除した値である。

図2　１施設当たり利用者数の推移

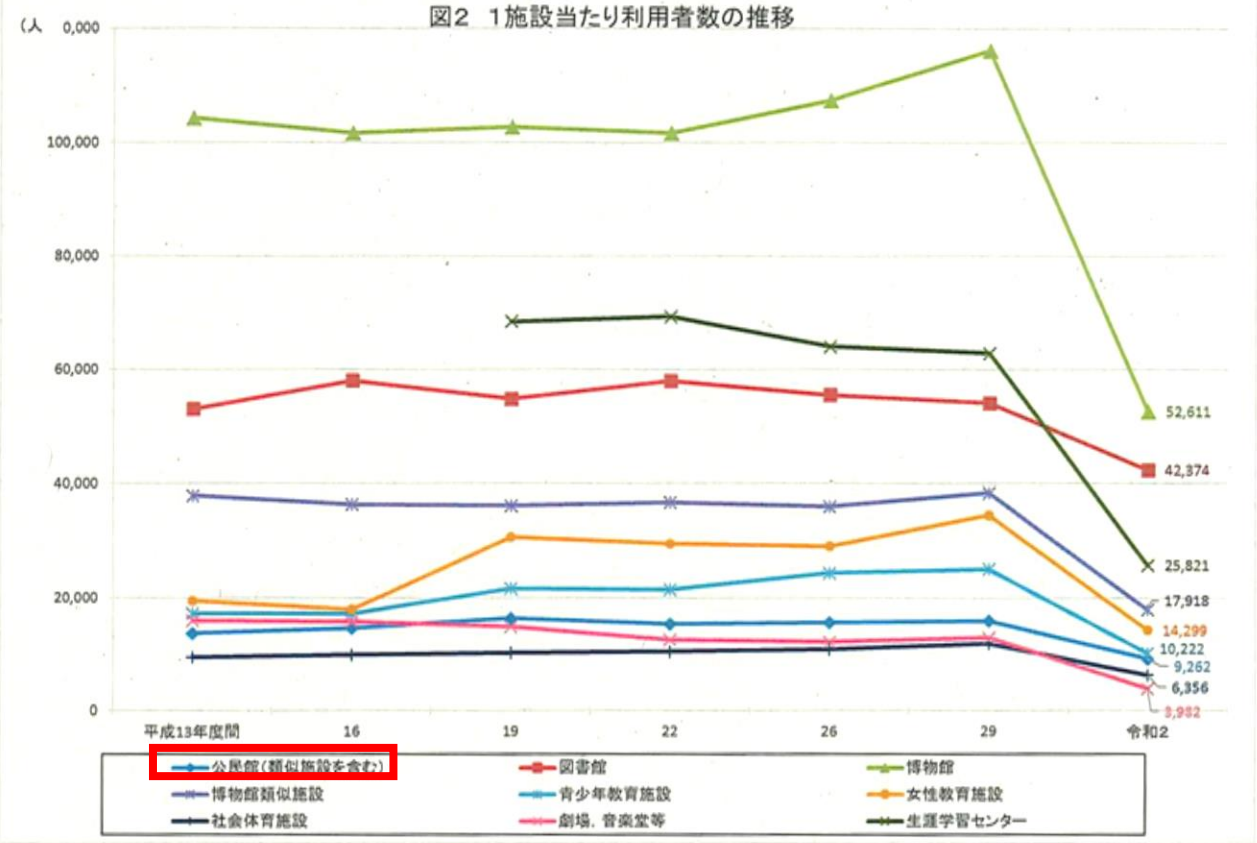

（参考）　学級・講座等の実施数の推移

令和2年度間における学級・講座及び諸集会の実施数は，前回調査と比較してすべての施設で減少。特に博物館及び博物館類似施設においては半数程度の開催。

表5　学級・講座数及び諸集会数の推移

（件）

	公民館（類似施設を含む）	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場，音楽堂等	生涯学習センター
平成13年度間	513,503	60,725	・・・	・・・	24,078	9,243	145,610	159,939	・・・
16	566,694	71,801	29,159	39,050	29,847	10,053	149,727	148,602	・・・
19	665,645	82,845	34,179	44,894	35,793	15,123	138,199	133,415	28,701
22	588,902	101,525	44,460	52,083	31,148	14,102	175,238	97,279	22,117
26	545,761	138,825	55,698	61,535	36,866	17,537	300,316	80,070	29,602
29	620,749	152,466	64,637	69,370	43,266	17,295	457,490	101,049	28,154
令和２	**372,321**	**87,347**	**33,357**	**30,668**	**23,087**	**10,228**	**360,408**	**64,957**	**22,006**
平成29年度間からの増減数	△ 248,428	△ 65,119	△ 31,280	△ 38,702	△ 20,179	△ 7,067	△ 97,082	△ 36,092	△ 6,148
平成29年度間からの増減率(%)	△ 40.0	△ 42.7	△ 48.4	△ 55.8	△ 46.6	△ 40.9	△ 21.2	△ 35.7	△ 21.8

注１．　図書館及び社会体育施設においては学級・講座を実施していないため諸集会の実施件数のみ。

２．　「諸集会」とは，図書館は読書会・研究会，鑑賞会・映写会及び資料展示会，博物館・博物館類似施設は講演会，研究会及び映写会等，青少年教育施設は講演会・講習会・実習会及び体育・レクリエーション行事，女性教育施設は講演会・講習会・実習会等，展示会及び体育・レクリエーション行事，社会体育施設はスポーツ教室，スポーツ大会及びスポーツテスト会，劇場，音楽堂等は舞台芸術・芸能講演，展覧会及びその他（講演会，講習会，映写会等）を指す。

他市の状況

別紙２

	名称、施設数	職員体制等	開館時間及び休館日	業務内容	使用料	使用の制限	センターへの移行時期	指定管理委託の導入
鳥栖市	・まちづくり推進センター ・本館8、分館2 ※概ね小学校区ごとに設置	・センター長：1名（会計年度任用職員）7H ・分　館　長：1名（会計年度任用職員）7H ・職　　員：1名（会計年度任用職員）7H 勤務時間9:00～17:00（週5日シフト制） ・夜間、土日祝日の管理は、管理委託 （個人委託orシルバー人材センター）	・9時～22時 ・ 国民の祝日における休日及び12月29日から1月3日 ※日曜日に利用がない場合は、臨時休館、利用のない時間は閉館 ※祝日と日曜日が重なった場合、翌月曜日の振替休日は休館	(1)まちづくり推進センター及び分館の運営 (2)センターの管理 (3)青少年育成市民会議に関すること (4)センター職員を対象とした研修会への参加 (5)まちづくり推進協議会 (6)地区活動の支援	＜1時間当たり＞ ・集会場及び大広間 460円 ・調理実習室 260円 ・その他諸室 160円 ・鳥栖・田代まちづくり推進センターの研修室1と研修室2 ・・・・（160円と160円→160円で） ・基里まちづくり推進センター分館の集会室1と集会室2 ・・・・（460円と460円→460円で）	(1)公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。 (2)建物又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3)暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4)主として営利を目的として利用するおそれがあると認めるとき。ただし、市長が特に必要と認めるときを除く。 (5)前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認めるとき	平成25年4月	導入なし
伊万里市	・コミュニティセンター ・中央公民館1、地区館13	・センター長：1名（再任用職員7.45H）1名 ・副センター長：1名（正規職員）、8出張所のみ事務職員1名 ・会計年度任用職員：1～2名 ・夜間、土日は職員不在。当直等はなし。	・8時30分～22時 （職員は17時15分まで） ・12月29日～1月3日	生涯学習の推進、貸館、地域コミュニティ支援	【減免なし】・最初の4時間まで　講堂3,300円　研修室等2,200円　・4時間超1時間につき　＋820円　＋550円 【減免（任意）団体】・最初の4時間まで 講堂1,100円 研修室等　880円・4時間超1時間につき ＋270円 ＋220円 【国、地方公共団体、市共催後援等】・減免50% 【市主催、社会教育関係団体、社会福祉団体、市民活動団体等登録のある団体】・減免100% ※冷暖房　1時間500円（松浦CCのみ1時間1,000円）	(1)公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2)センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3)条例もしくは条例に基づく規則の規定に反し、又はそのおそれがあるとき。 (4)許可に付した条件に違反したとき。(5)ほか、センターの管理運営上支障があるとき。	令和2年4月	導入なし
佐世保市	・コミュニティセンター ・28	・センター長：1名 （正規職員兼務or会計年度任用職員 7.75H） ・会計年度任用職員：1～2名（フルタイムorパート7.45H） ・時間外、土日祝日の管理は、管理委託 （シルバー人材センター）	・9時～21時 ・なし	生涯学習の推進、施設の管理運営、貸館、地域コミュニティ支援	・使用料については、令和5年4月使用料見直しの予定 ・営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の20倍に相当する額を徴収 ・ガスや冷暖房、コンセント、印刷機などを使用する場合は、実費徴収	(1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2)～(4)社会教育法第23条の規定に抵触するとき。 (5)建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (6)センター及びその敷地等の改修工事等により、安全に使用できないおそれがあると認められるとき。 (7)センターを使用しようとする者の全部又は一部が佐世保市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団員と認められるとき。 (8)その使用がセンターの設置の目的に反し、不適当と認められるとき。 (9)その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。	令和3年4月	導入なし
飯塚市	・地区交流センター ・12 ※概ね1中学校区毎に設置 （中学校区も2館あり）	・センター長：課長補佐級職正規職員（2）、再任用7.15H（4名）、会計年度任用職員7.15H（6名） ・各施設に正規職員15名（内係長職12名） ・会計年度任用職員25名（7.15H） 勤務時間8:30～17:15 ・夜間、土日祝日の管理は、管理委託 （シルバー人材センター11館、住込み1館）	・9時～22時 ・毎月第1・3日曜日：9館 毎月第2・4日曜日：3館 及び12月29日～1月3日	生涯学習の推進、施設の管理運営、貸館、地域コミュニティ支援	・研修室、視聴覚室、ホール等：30～49㎡　200円、50～99㎡ 400円、100～149㎡ 740円、150～199㎡ 1,040円 ・和室：1～29㎡　70円　30～49㎡　200円 ・調理実習室：50～99㎡　640円 ・冷暖房設備使用料（1時間あたり）：50㎡以下180円、50～100㎡ 390円、100～150㎡ 700円、150～200㎡　970円、200㎡以上　2,320円 ※ 市内以外のものが使用する場合は、10割増 ※ 営利を目的として使用する場合は、10割増	(1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2)施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3)集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。 (4)他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれがあるとき。 (5)前各号に掲げる場合のほか、交流センターの管理上支障があるとき。	平成30年4月	導入なし
糸島市	・コミュニティセンター ・15 ※小学校区ごとに設置	・センター長：1名（会計年度任用職員） ・センター員：2名（会計年度任用職員） ・一日の勤務時間　7.5時間 ・週29時間　8:30～17:00　シフト制 ・夜間の管理は、管理委託 （シルバー人材センター）	・9時～17時。市長が必要と認めるときは、22時まで延長可 ・月曜日、12月29日から翌年の1月3日まで	(1)地域住民の相互交流及び地域コミュニティ活動の場の提供、活動支援に関すること。 (2)地域内の各種団体等との連絡調整に関すること。 (3)まちづくりに関する各種情報の提供及び相談に関すること。 (4)生涯学習事業の推進に関すること。	＜1時間当たり＞　9～17時　17時～22時　冷暖房費 ・大研修室(講堂)　195円　250円　500円 ・調理室　195円　210円　300円 ・その他の施設　155円　175円　200円 ※営利、営業、宣伝等の目的の利用　100分の200 ※入場料が500円を超え2,000円未満　100分の50 ※入場料が2,000円以上の場合　100分の100	(1)公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2)センターの施設、附属設備等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3)その他センターの管理運営上支障があるとき。	令和2年4月	導入なし
出雲市	・コミュニティセンター ・43 ※43地区すべてに1館設置	・センター長：1名（正規職員） ・チーフマネージャー：1名（正規職員） ・マネジャー：1～5名（正規職員） ・臨時職員（6か月配置の場合あり。） ・8:30～17:15の勤務を基本、月単位の変形労働時間制を採用。 ・夜間、土日祝日の勤務及び管理委託は無し。	・ 9:時～17時　貸館は22時まで実施 （市長が特に必要と認めたときは、延長、短縮可） ・12月29日～1月3日	(1)行政・地域情報の収集及び提供 (2)地域諸団体等の連絡調整及び自立支援 (3)学習、集会、イベント等の企画実施 (4)子育て・青少年健全育成、学校教育活動支援 (5)健康・福祉の増進、環境浄化・安全確保の推進 (6)図書・情報システムの利用促進 (7)地域住民の集会、公共的利用への施設開放 (8)その他センターの設置目的を達成するために必要な事業	・会議室）：～24㎡ 300円、25㎡～49㎡ 500円、50㎡～74㎡ 810円、75㎡～99㎡ 1,010円、100㎡～149㎡ 1,520円、150㎡～299㎡ 2,540円、300㎡～ 3,560円 ・体育館（1時間当）：710円 ・ホール（1時間当）：1,520円 ※1時間に満たない場合は、1時間として計算 ※営利目的として使用する場合、10割相当額を加算 ※冷暖房装置を使用する場合は、3割相当額を加算	(1)専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業にセンターの名称を利用させその他営利事業を援助すること。 (2)特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 (3)特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること。 ※社会教育法第23条の規定	平成14年4月 （合併前の旧出雲市で移行開始）	導入なし
周南市	・ 市民センター ・ 36 ・市民センター単独館：15 ・市民センター分館：7 （内別館1）	・センター長：1名 （正職員、再任用職員、会計年度任用職員） ・主事：1名（正職員、会計年度任用職員） ・その他職員（地域雇用） ・夜間、土日祝日の管理は、支所併設館宿日直対応、市民センター単独館は無人。 ・分館は常時無人 （別館については、管理人配置時間帯あり）	・8時30分～22時 ・12月29日～1月3日	①地域づくりの支援に関する事業 ②生涯学習の推進に関する事業 ③各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業	8時30分～12時　12時～17時　17時～22時 50㎡未満　150円　230円　230円 50㎡以上　640円　930円　930円 調理実習室　550円　800円　800円	①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 ②センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。 ③前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。	平成30年4月	【大道理市民センター】 ・指定管理者：　大道理夢求の里交流館運営協議会 ・委託期間：　令和5年4月1日～令和10年3月31日 ・指定管理開始：　H27年度 【桜木市民センター】 ・指定管理者：　桜木市民センター運営協議会 ・委託期間：　令和5年4月1日～令和10年3月31日 ・指定管理開始：　R2年度
大津市	・公民館/コミュニティセンター ・ 35（公民館21/コミセン14） ※概ね小学校区ごとに設置 （1学区設置なし）	【公民館】 ・館長：1名（会計年度任用職員） ・生涯学習専門員：1名（会計年度任用職員） 9時から16時 【コミュニティセンター】 ・所長：1名（会計年度任用職員） ・生涯学習専門員：1名（会計年度任用職員） 9時から16時 ※地域の実情に合わせ配置 （R4.4.1現在　生涯学習専門員配置あり7/14）	・9時から22時 ・12月29日～1月3日	【公民館】略 【コミュニティセンター】 (1)地域の主体的なまちづくり活動の推進に関すること (2地域の主体的な学びの推進に関すること (3)地域の情報の収集及び発信に関すること (4)コミュニティ活動の場の提供に関すること (5)その他センターの設置の目的を達成するために必要なこと	会議室等使用料　公民館、コミセン条例のとおり 【公民館】 ・ガス器具使用料　公民館条例別表に掲げる公民館の使用時間区分の1区分につき　220円 ・電気窯使用料　1キロワットにつき28円 【コミュニティセンター】 ・ガス器具使用料　1時間につき55円 ・電気窯使用料　1キロワットにつき28円	【公民館】 (1) 社会教育法第23条の規定に抵触するとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。 (4) その他施設の管理上支障があると認められるとき。 【コミュニティセンター】 上記のうち、(2)～(4)のいずれかに該当するとき。	令和2年4月より、地域の実情に合わせて順次	【大津市立大津公民館】 ・指定管理者：　株式会社系ミックスパブリックビジネス ・委託期間：　令和3年４月１日～令和6年３月３１日
浜田市	・まちづくりセンター ・26	・センター長：1名　52時間、80時間、132時間 ・主　事：2～3名　132時間 職員は全員、会計年度任用職員 ※センター長の勤務時間が132時間に満たない場合、事務員を雇用可能、シフト制 ・まちづくり推進委員会の活動支援、まちづくりセンターの事業支援等を行う「まちづくりコーディネーター」を5名配置（会計年度任用職員）	・ 9:時～21時 ※職員は、原則 8:30～17:15 ・休館日：年末年始のみ ※土日祝日は開館、職員不在 勤務時間外は事前に鍵の貸出	社会教育、生涯学習、行政窓口、避難所、まちづくりの推進	○使用料 100㎡未満　220円 100～200㎡　330円 200～300㎡　440円 300㎡以上　660円 営利使用は市内2倍、市外3倍 ⇒市外業者の営利利用も有	・公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき ・施設等を汚損等するおそれがあるとき ・暴力団等の利益になる使用をするとき ・その他管理上支障があると認める使用をするとき	令和3年4月	・当面は、市直営 ・コミセン化検討時では、3年後には地元への管理運営委託を図っていく旨を想定していたが、“地元から 指定管理にしてほしいという声がないこと”“地元への指定管理に切り替えると社会教育機能が損なわれる懸念があること”などから、実現は難しいと考えている
富士市	・地区まちづくりセンター ・26 ※概ね小学校区ごとに設置	・センター長：1名（正規　主幹もしくは統括主幹） ・正規職員：1名（主事、上席主事、主査） ・会計年度任用職員：1名 8:30～17:00 ・夜間、土日の管理は、管理委託 （シルバー人材センター）	・8時30分～21時30分 （使用時間は9時～21時30分） ・毎月第3日曜日、祝日、12月29日～1月3日	(1)地区住民による主体的なまちづくりの支援 (2)各種手続、届出及び相談に係る行政窓口の紹介並びに連絡調整 (3)市民サービスコーナーにおいて諸証明等の交付 (4)センターの施設及び設備等の使用の承認に関すること (5)その他市長が必要と認める事業	無料 ※現在、有料化に向けて検討中	(1)公の秩序乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき (2)集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認めるとき (3)センターの施設等を損傷するおそれがあると認めるとき (4)営利を図る目的で利用するおそれがあると認めるとき (5)政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認めるとき (6)センターの管理上支障があると認めるとき (7)前各号に揚げるもののほか、市長が不適当と認めるとき	平成20年4月	・令和4年度から3年間、モデル地区として2地区において導入 ・目的は、まちづくり活動の拠点であるセンターの管理運営をまちづくり協議会が自ら行い、センターを拠点として地区の特性を生かした活動や地区の課題解決のための活動に取り組みやすくすること ・新たに希望する地区の募集については、地区における組織体制の強化や総意としての意思表示が必要であるため、令和5年度中を締切とし、令和6年度に導入に必要な手続を進める予定 ※完全に手上げ方式なので、全館導入は難しいと見ている

別紙３

コミュニティセンター（久留米市）と公民館（佐賀市）の比較（R5.4.1 現在）

	久留米市	佐賀市
人口（世帯）	301,612 人（140,549 世帯）	228,553 人（103,284 世帯）
面積	229.96 ㎢	431.82 ㎢
名称、施設数	・名　称：〇〇校区コミュニティセンター 〇〇コミュニティセンター コミュニティセンター〇〇校区会館 コミュニティセンター〇〇会館 ・施設数：46　※概ね小学校区ごとに設置	・名　称：公民館 ・施設数：中央公民館1館、地区館 32 館 ※概ね小学校区ごとに設置
複合施設	・総合支所2、附帯施設3、老人いこいの家18 商工会1、生涯学習センター1（計25施設）	・支所　1館 ・図書館分館　6館、図書館分室　6館
移行時期	平成 19 年 10 月から平成 27 年 3 月まで	―
運営形態、主体	民設民営、校区コミュニティ組織	市が設置、直営
主管課	協働推進部　地域コミュニティ課 市民文化部　生涯学習推進課	地域振興部　公民館支援課
根拠法令	・久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則 第 2 条第 4 号	・佐賀市公民館条例、同施行規則 ・社会教育法
職員体制等	・会長1名（校区代表者） ・事務局長1名、事務員2名 （事務局長、事務員は 9 時～17 時勤務） 計　4名体制	・館長（会計年度任用職員 or 再任用　5.45h　or 7.45h） ・正規職員（7.45h）1名　or 専門職主事（7h）1 名 ・会計年度任用職員 1～2 名（6h）　　計 3～4 名体制 ※8：30～17：15 でシフト勤務 ・夜間、土日祝日の管理は、管理委託（住込み管理人 or シルバー人材センター等）
開館時間及び休館日	・開館時間は各校区コミュニティ組織によって判断。 ・盆休み（8 月 13～15 日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を休館にしている校区が大半。土日に校区イベントが開催された際は、翌週の月曜を休館している校区もある。	・開館時間：　8 時 30 分～22 時 ・休 館 日：　毎月第 3 日曜日、12 月 29 日～1 月 3 日
業務内容	校区まちづくり活動を実践するための拠点施設 （校区コミュニティ組織が設置し、管理運営）	生涯学習の推進、施設の管理運営、貸館、地域コミュニティ活動支援
使用料	・各校区コミュニティ組織で制定。 （貸館、ホール、冷暖房設備代等）	市外在住者や市外の団体等から徴収する各部屋の使用料（1 時間当たり） ・50 ㎡までは「300 円」 ・51 ㎡から 100 ㎡までは「510 円」 ・101 ㎡以上が「730 円」 ・冷暖房又は陶芸用電気炉を使用の場合、実費相当額
使用料の減免	・各校区コミュニティ組織で制定。 公共的団体（自治会等）を無料にしている校区が大半	市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
使用の制限	・各校区コミュニティ組織で判断。 （新型コロナウイルス感染症の対応については、県・市の方針をもとに、コミュニティセンターにおける対応について、当課から「お願い」をしていた。例えば、緊急事態宣言中は、休館をお願いするなど。）	（1）社会教育法 23 条の規定に抵触する恐れがあるとき。 （2）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 （3）公民館の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 （4）前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。
コミュニティセンター化	・検討開始時期　平成 11 年 3 月 ・移行した目的、経緯 諮問機関であるコミュニティ審議会から、「校区コミュニティ組織のあり方とその方向性」などについて答申があり、校区公民館、自治会、各種地域団体の今後の方向性を示すとともに、可能な限り多くの人や団体が参加できるよう、校区コミュニティ組織を再編整備し、ネットワーク化を図った。	―
課題	民設民営の校区コミュニティ組織が設置するコミュニティセンターであるため、市でも改修に一部補助を行っているが、建設資材物価高騰により、工事費が増加し、地元負担額が増えている。	少子高齢化が進む中、この先、住民の誰もが暮らしやすいと感じる地域にしていくために、公民館の利便性の向上を図り、地域コミュニティ活動の拠点としての機能を更に高めること

久留米市校区コミュニティ組織一覧表

別紙4

番号	校区名	組織名	拠点施設名	郵便番号	住所	電話番号
1	西国分	西国分校区まちづくり委員会	西国分校区コミュニティセンター	830-0037	諏訪野町1562-1	0942-33-4529
2	荘島	荘島校区まちづくり委員会	荘島校区コミュニティセンター	830-0042	荘島町376-1	0942-33-4530
3	日吉	日吉校区まちづくり振興会	日吉校区コミュニティセンター	830-0017	日吉町83	0942-33-4531
4	篠山	篠山校区まちづくり振興会	篠山コミュニティセンター	830-0022	城南町22-28	0942-32-2553
5	京町	京町校区まちづくり委員会	京町校区コミュニティセンター	830-0049	大石町272-5	0942-35-0171
6	南薫	南薫校区まちづくり振興会	南薫校区コミュニティセンター	830-0005	通外町58	0942-32-8163
7	鳥飼	鳥飼校区まちづくり協議会	鳥飼校区コミュニティセンター	830-0048	梅満町1223-1	0942-33-4534
8	長門石	長門石校区まちづくり振興会	長門石コミュニティセンター	830-0027	長門石一丁目1-47	0942-38-8858
9	小森野	小森野校区まちづくり振興会	小森野校区コミュニティセンター	830-0001	小森野六丁目3-46	0942-33-2205
10	金丸	金丸校区まちづくり振興会	金丸校区コミュニティセンター	830-0046	原古賀町28-2	0942-33-4535
11	東国分	東国分校区まちづくり振興会	東国分校区コミュニティセンター	839-0863	国分町462-9	0942-22-0507
12	御井	御井校区まちづくり振興会	御井校区コミュニティセンター	839-0851	御井町1600-4	0942-44-0516
13	南	南校区まちづくり協議会	南校区コミュニティセンター	830-0051	南一丁目2-41	0942-33-4537
14	合川	合川校区まちづくり運営協議会	合川校区コミュニティセンター	839-0861	合川町354-1	0942-43-4506
15	山川	山川校区地域づくり振興会	山川校区コミュニティセンター	839-0814	山川追分二丁目10-16	0942-44-0465
16	上津	上津校区まちづくり振興会	コミュニティセンター上津校区会館	830-0052	上津町2201-1	0942-21-1086
17	高良内	高良内校区まちづくり振興会	コミュニティセンター高良内会館	839-0852	高良内町606-1	0942-43-4431
18	宮ノ陣	宮ノ陣校区まちづくり振興会	宮ノ陣校区コミュニティセンター	839-0803	宮ノ陣町大杜475-1	0942-33-2659
19	山本	山本校区振興会	山本校区コミュニティセンター	839-0826	山本町耳納79-2	0942-43-8531
20	草野	草野校区まちづくり振興会	草野校区コミュニティセンター	839-0837	草野町矢作506-1	0942-47-0002
21	安武	安武校区まちづくり振興会	安武校区コミュニティセンター	830-0071	安武町武島808	0942-26-4888
22	荒木	荒木校区まちづくり振興会	荒木校区コミュニティセンター	830-0063	荒木町荒木1486	0942-26-2398
23	大善寺	大善寺校区まちづくり振興会	大善寺校区コミュニティセンター	830-0073	大善寺町宮本1443-2	0942-27-1216
24	善導寺	善導寺コミュニティ振興会	善導寺コミュニティセンター	839-0824	善導寺町飯田424-1	0942-47-1065
25	大橋	大橋校区まちづくり委員会	大橋校区コミュニティセンター	839-0832	大橋町合楽314-1	0942-47-1916
26	青峰	青峰校区まちづくり振興会	青峰校区コミュニティセンター	839-0853	青峰二丁目25-12	0942-44-0859
27	津福	津福校区まちづくり協議会	津福校区コミュニティセンター	830-0061	津福今町472-31	0942-35-0752
28	船越	船越校区まちづくり振興会	船越校区コミュニティセンター	839-1205	田主丸町船越175-4	0943-72-3922
29	水分	水分校区まちづくり振興会	水分校区コミュニティセンター	839-1232	田主丸町常盤988-5	0943-73-3203
30	柴刈	柴刈校区まちづくり振興会	柴刈校区コミュニティセンター	839-1226	田主丸町八幡940-2	0943-72-0036
31	川会	川会校区まちづくり振興会	川会校区コミュニティセンター	839-1223	田主丸町以真恵267-11	0943-73-0722
32	竹野	竹野校区まちづくり振興会	竹野校区コミュニティセンター	839-1215	田主丸町竹野2134-1	0943-72-2387
33	水縄	水縄校区まちづくり振興会	水縄校区コミュニティセンター	839-1212	田主丸町石垣913-15	0943-72-2414
34	田主丸	田主丸校区まちづくり振興会	田主丸校区コミュニティセンター	839-1233	田主丸町田主丸459-11	0943-72-2168
35	北野	北野校区まちづくり振興会	北野校区コミュニティセンター	830-1113	北野町中273-1	0942-78-0460
36	弓削	弓削校区まちづくり振興会	弓削校区コミュニティセンター	830-1114	北野町高良1706-1	0942-78-3150
37	大城	大城校区まちづくり振興会	大城校区コミュニティセンター	830-1104	北野町大城83	0942-78-4303
38	金島	金島校区まちづくり振興会	金島校区コミュニティセンター	830-1102	北野町八重亀139	0942-78-6569
39	城島	城島校区まちづくり創造会議	城島校区コミュニティセンター	830-0211	城島町楢津743-2	0942-55-3205
40	江上	江上校区まちづくり委員会	江上校区コミュニティセンター	830-0213	城島町江上312-3	0942-55-8746
41	青木	青木校区まちづくり振興会	青木校区コミュニティセンター	830-0224	城島町上青木750	0942-65-6232
42	下田	下田校区まちづくり振興会	下田校区コミュニティセンター	830-0202	城島町下田293-3	0942-55-2415
43	浮島	浮島校区コミュニティ振興会	浮島校区コミュニティセンター	830-0221	城島町浮島388	0942-62-5784
44	犬塚	犬塚校区まちづくり振興会	犬塚校区コミュニティセンター	830-0112	三潴町玉満2922-2	0942-54-9012
45	三潴	三潴校区まちづくり振興会	三潴校区コミュニティセンター	830-0103	三潴町高三潴546-8	0942-54-9013
46	西牟田	西牟田校区まちづくり振興会	西牟田校区コミュニティセンター	830-0111	三潴町西牟田4412-1	0942-54-9014